

赴任の際の旅券について

受入国や派遣期間により使用する旅券が異なり、提出物も異なります。下記の表を参照の上、該当する旅券区分を確認してください。また派遣期間がわからない方は、合格通知を受け取った後に青年海外協力隊事務局 海外業務第1・2課 派遣手続き担当までお問い合わせください。

(2024年2月5日現在) 別表1

国名	公用旅券	一般旅券
フィリピン	滞在期間 31 日以上	滞在期間 30 日以内
エジプト	滞在期間 31 日以上	滞在期間 30 日以内
ブラジル	派遣期間に関わらず公用旅券	
タイ	派遣期間に関わらず公用旅券	
その他の国	派遣期間 91 日以上 (別表 2 参照)	派遣期間 90 日以内

* 旅券の区分を分ける日数は変更する場合があります、変更された場合は別途ご連絡いたします。

別表 2

派遣期間	使用旅券の種類	旅券記載の渡航先
90 日以下	一般旅券 ※派遣国によっては、公用旅券を使う場合あり(別表 1 参照)	全ての国と地域
91 日以上	公用旅券 (数次往復用)	全ての国と地域

■ ■ 公用旅券で派遣される方へ ■ ■

- ※ 公用旅券で派遣される方は、旅券取得のために『戸籍謄本』が必要となりますが、直接市区町村窓口に行くことが難しい場合（戸籍のある市区町村から遠隔地にお住まいの場合等）は、電話やインターネットで発行依頼することも可能です。その場合、手続きに1週間ほどかかることとなりますので、合格通知受領後、速やかに市区町村窓口にご確認ください。
- ※ 戸籍謄本と一般旅券（既にお持ちの方対象）の記載事項（氏名や本籍地等）が異なっている場合は、**速やかに管轄のパスポートセンターにて一般旅券の変更手続きを行ってください**。記載事項変更手続きがされていない場合、公用旅券発給に支障をきたし、派遣が遅れる場合があります。

- ※ **公用旅券用の写真は規格が厳しく、撮り直しが散見されます。**撮影前に必ず『公用旅券の写真と署名に関する留意事項』および『旅券（パスポート）用写真についてのお知らせ』を一読のうえ、写真店の撮影者に規格について確認してください。また、受入予定国によっては査証（ビザ）やID取得のために複数枚の写真が必要になる国がありますので、写真店へ行く前に必要枚数やサイズを必ず確認してください。規格外、枚数不足の場合は、再提出していただくことになりますので予めご了承ください。
- ※ **公用旅券で赴任される方は、赴任時に一般旅券との同時携行は決して行わないでください。**（派遣前に、同時携行を行わない旨、誓約書を取り交わしていただきますので、予めご了承ください。）
- ※ JICA へ戸籍謄本及び一般旅券のコピーを提出した後に、姓の変更があった方、また戸籍を移動された方は、必ず海外業務第 1・2 課 派遣手続き担当（Tel：03-5226-8095）まで、至急ご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、赴任日程に影響が出る恐れがありますので、ご注意ください。
- ※ 国家公務員、独立行政法人職員、国立大学法人等にご所属者の場合、公用旅券の申請は JICA からではなく、担当省庁を通じて行っていただくものとなります。この点予めご所属先にご確認ください。

■■■ 一般旅券で派遣される方へ ■■■

- ※ 一般旅券で派遣される方で、現在一般旅券をお持ちでない方は、合格通知受領後に発給申請を行っていただきます。派遣期間や受入予定国によって、公用旅券か一般旅券か判断に迷われる場合は、まず別表 1 と赴任国を参照いただき、それでも不明な場合は、事務局海外業務第 1・2 課 派遣手続き担当（Tel：03-5226-8095）にお問合せください。
- ※ 一般旅券をお持ちの方でも、**派遣期間終了日時時点で旅券有効期間が 6 ヶ月未満の方、または旅券の査証欄が見開き 2 ページ以上残っていない方は、受入予定国によっては派遣前に新たに旅券発給申請が必要な場合があります。**該当する方は合格通知受領後、事務局海外業務第 1・2 課 派遣手続き担当（Tel：03-5226-8095）にご連絡ください。
- ※ 一般旅券は、有効期間 5 年または 10 年のいずれを発給申請しても構いませんが、JICA は 5 年有効の申請にかかる手数料を上限として負担します。10 年有効の旅券を申請した場合は、手数料の差額は自己負担となります。
- ※ 一般旅券の発給申請をする場合は**必ず領収証を受領し**、必要な提出書類をご確認の上、所定の様式に貼付し事前に事務局海外業務第 1・2 課 派遣手続き担当に送付してください。